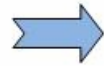


現行料率



変更後料率

平成22年3月分～
(任意継続被保険者の方は、平成22年4月分～)

	現行	⇒	変更後		現行	⇒	変更後
北海道	8.26%	⇒	9.42%	滋賀県	8.18%	⇒	9.33%
青森県	8.21%	⇒	9.35%	京都府	8.19%	⇒	9.33%
岩手県	8.18%	⇒	9.32%	大阪府	8.22%	⇒	9.38%
宮城県	8.19%	⇒	9.34%	兵庫県	8.20%	⇒	9.36%
秋田県	8.21%	⇒	9.37%	奈良県	8.21%	⇒	9.35%
山形県	8.18%	⇒	9.30%	和歌山県	8.21%	⇒	9.37%
福島県	8.20%	⇒	9.33%	鳥取県	8.20%	⇒	9.34%
茨城県	8.18%	⇒	9.30%	島根県	8.21%	⇒	9.35%
栃木県	8.18%	⇒	9.32%	岡山県	8.22%	⇒	9.38%
群馬県	8.17%	⇒	9.31%	広島県	8.22%	⇒	9.37%
埼玉県	8.17%	⇒	9.30%	山口県	8.22%	⇒	9.37%
千葉県	8.17%	⇒	9.31%	徳島県	8.24%	⇒	9.39%
東京都	8.18%	⇒	9.32%	香川県	8.23%	⇒	9.40%
神奈川県	8.19%	⇒	9.33%	愛媛県	8.19%	⇒	9.34%
新潟県	8.18%	⇒	9.29%	高知県	8.21%	⇒	9.38%
富山県	8.19%	⇒	9.31%	福岡県	8.24%	⇒	9.40%
石川県	8.21%	⇒	9.36%	佐賀県	8.25%	⇒	9.41%
福井県	8.20%	⇒	9.34%	長崎県	8.22%	⇒	9.37%
山梨県	8.17%	⇒	9.31%	熊本県	8.23%	⇒	9.37%
長野県	8.15%	⇒	9.26%	大分県	8.23%	⇒	9.38%
岐阜県	8.19%	⇒	9.34%	宮崎県	8.20%	⇒	9.34%
静岡県	8.17%	⇒	9.30%	鹿児島県	8.22%	⇒	9.36%
愛知県	8.19%	⇒	9.33%	沖縄県	8.20%	⇒	9.33%
三重県	8.19%	⇒	9.34%				

64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、これに全国一律の介護保険料率（現行1.19%からから1.50%に変更）が加わります。

※変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、一般の被保険者は3月分（4月納付分）、任意継続被保険者は4月分からとなります。

※保険料率は都道府県ごとにそれぞれの医療費を反映したものとなっていますが、都道府県間の保険料率の差が小さくなるよう、22年度は、都道府県ごとの医療費を反映した保険料率と全国平均の保険料率（約9.3%）の差の調整幅が1.5/10となっています。